

## 預金保険法の一部を改正する法律案要綱

- 1 預金保険機構は、預金保険機構債券の発行をできないこととする。

(預金保険法第42条、附則第20条関係)

- 2 預金保険機構の借入れに係る政府保証の制度を廃止することとする。

(預金保険法第42条の2、附則第20条関係)

- 3 保険料率及び特別保険料率を定めるに当たっては、中小規模の金融機関に配慮することとする。

(預金保険法第51条、附則第19条関係)

- 4 金融機能の正常化に関する特別措置法による預金保険機構の業務に係る経理については、特例業務勘定において整理することとする。

(預金保険法附則第18条関係)

- 5 特別保険料の納付期間を政令で定める年度までとするとともに、特別資金援助、預金債権の特別買取り及び金融機能の正常化に関する特別措置法による預金保険機構の業務の終了の日として政令で定める日において特例業務勘定に累積欠損金があるときは、そのてん補に充てるため、金融機関から特別保険料を徴収することとする。

(預金保険法附則第19条関係)

- 6 特例業務基金及び政府からの国債の交付の制度を廃止することとする。

(預金保険法附則第19条の2～第19条の6関係)

- 7 金融監督委員会の設置に伴い、預金保険機構に関する監督等は金融監督委員会が行うこととする。

(預金保険法第45条、第46条等関係)

- 8 この法律は、金融監督委員会設置法の施行の日から施行する。

(附則第1条関係)

- 9 経過措置その他所要の規定を設ける。